

国立大学図書館協会中国四国地区協会  
地区選出理事館・代表館・副代表館・監事館の選出に関する申し合わせ

平成 21 年 4 月 17 日  
一部改正 令和 3 年 4 月 23 日

1. 地区選出の全国協会理事館(2 館)の選出は、以下を原則とする。
  - 1 館は大規模館から選出、1 館は大規模館以外の輪番制とし、毎年定期総会において協議、確認、了承を得る。
2. 代表館は、地区選出の全国協会理事館のうち 1 館とし、毎年定期総会において協議、確認、了承を得る。
3. 副代表館(2 館)の選出は、以下を原則とする。
  - 1 館は全国協会理事館(輪番制による選出館)を選出し、1 館は選挙等により選出することとし、毎年定期総会において協議、確認、了承を得る。
4. 中国四国地区から監事館を選出する場合は、地区選出理事館ではない副代表館が担当する。
5. 上記に抛り難い場合は、別途協議する。

附則

1. この申し合わせは、平成 21 年 4 月 17 日から適用する。
2. 国立大学図書館協会中国四国地区選出理事候補館選出に関する申し合わせ(平成 16 年 4 月 23 日議決)は、廃止する。

附則 (令和 3 年 4 月 23 日 一部改正)

1. 大学の学部数が 10 以上の会員を大規模館とする。
2. この申し合わせは、令和 3 年 4 月 23 日から適用する。